

(別表1)

A 区分	B 補助率 (注4)
次のいずれかの要件を満たす場合 ・LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること (注1)。 ・「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。(注2) ・文書量半減を実現させる事業計画となっていること。(注3)	4分の3
上記以外の場合	2分の1

(注1) LIFE への登録については、データ入力に係る負担を軽減する観点から、LIFE の CSV 取込機能を活用すること。

(注2) ここで言う「データ連携」は、公益社団法人国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」等のデータ連携サービスを利用して、異なる介護ソフトベンダーのユーザー間で居宅サービス計画書やサービス利用票のデータ連携を行う場合を想定しており、同一の介護ソフトベンダーが提供する介護ソフトユーザー間のみでデータ連携されるサービスは対象としない。

(注3) 導入計画により、導入させる文書の種類や具体的な枚数等を明示すること。文書の種類や効果検証の方法等については、「介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 2」を参考にすること。

(注4) 補助対象となる経費の実支出額の合計に対し、A 欄に定める区分ごとに B 欄に定める補助率を乗じた額を算出すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(別表2)

1 職員数	2 補助基準額
1名以上10名以下	1,000,000円
11名以上20名以下	1,600,000円
21名以上30名以下	2,000,000円
31名以上	2,600,000円

(注5) 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICT の活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

(注6) 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨

五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

（注7）職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定すること。

（別記）

補助金は、毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが、令和5年度中に係る経費（当該年度の3月末までに係る経費）のみを対象とする。また、本事業や他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象としない。